神戸市の発達障害児支援体制(こども)

区役所

こども家庭支援課

- ・乳幼児健診の実施
- ・要フォロー児子育て教室の実施
- ·個別健康相談
- ・すこやか保育の申込み

健康福祉課

- ・障害福祉サービスの利用相談・申請
 - ・療育手帳の申請
- ・精神障害者保健福祉手帳の申請
- ・自立支援医療費(精神通院医療)の申請

専門支援機関

こども家庭センター

・相談・(療育手帳の判定)

総合・東部・西部療育センター

- ·診療
- ・個別・集団療育の実施

精神保健福祉センター

- ・思春期専門相談(概ね13歳以上)
- ・(精神障害者保健福祉手帳の判定)

発達障害者相談窓口

(発達障害者支援センター)

・中学校卒業後15歳以上の相談支援

障害児相談支援事業所

・相談支援

児童発達支援センター

- ・相談・専門スタッフによる療育支援
- ・地域支援

児童発達支援事業所·放課後等

デイサービス事業所

・療育

医療機関

教育·保育関係機関

こうべ学びの支援センター

- ·相談·検査
- ・医師による医療教育相談
- ・学校への巡回相談

特別支援学校·特別支援学級

通級指導教室

・個に応じた支援

保育所

・すこやか保育の実施

特別支援教育課教育相談室

・相談(特別な教育的支援を必要とする子どもを対象/学校園生活·就学·進路等)

総合教育センター教育相談指導室

・相談 (高校生までの児童生徒を対象/不登 校・進路・学習等)

(参考)県立特別支援教育センター

・相談・検査(障害のあるこどもやその疑い のあるこども/発達に関すること、学習・生活 等)

神戸市発達障害者支援センター

- ・各関係機関のネットワーク構築(発達障害児(者)支援地域協議会の開催)
- ・後方支援の実施(家族支援,支援者支援の実施)
- ⇒ペアレントトレーニング(保護者・両親・祖父母向け), 児童発達支援·放課後等デイサービス事業所の巡回支援, 支援者研修会の実施, サポートブックの作成·活用推進, 中高生のSST, 思春期·青年期発達支援事業(思春期発達相談室等·概ね13歳~18歳)
- ・普及・啓発活動(HPやチラシを活用した普及啓発、市民講演会の実施等)

神戸市の発達障害児支援体制(こども)

18歳~			`				発達											[7]
15歳~18歳		区役所		精神保健福祉セ	思春期・青年期発達支援	発達障害者支援セン	障害者相談窓口	特別支援	総合教育セ	県立特	高等 学校 全日制 定時制	特別 支援 学校 高等部					放課後知	リースクール等
12歳~14歳		が(こども家庭支援課	児童相談所	談 タ ー	事業家	ンター(各種支援専	学びの支援セ	特別支援教育課教育相	ンター教	別支援教育セ	中学校 ^{通常の学級} 特別支援 学級	特別 支援 学校 中等部		通級指導	障害児児	児童発	後等デイサービ	
6歳~11歳		E支援課·健康福祉課	(こども家庭	一	族支援事業	(各種支援事業・職員研修・啓発事業等)	センター	相談室	育相談指導室	ンター	小学校 通常の学級 特別支援 学級	特別 支援 学校 小学部	保	教室	相談支援事業所	達支援センター	Z	
3歳~5歳		(4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)	センター)	ター (総合:		業等)	·		保育所すこやか保育	特別 支援 学校 幼稚部			ולח		児童発達支援事業	
0~2歳	区役所 乳幼児 健診			東部・西部)							認定こども園						事業所	

神戸市の発達障害者支援体制(おとな)

区役所

健康福祉課

- ・療育手帳の申請
- ・精神障害者保健福祉手帳の申請
- ・自立支援医療費(精神通院医療)の申請
- ・障害福祉サービスの利用相談・申請

保健センター

・保健師·精神保健福祉相談員による 健康相談

専門支援機関

発達障害者支援センター

- · 発達障害者相談窓口(15歳以上)
- · 発達障害者居場所(18歳以上)
- ・セミナー等当事者・家族支援事業
- · 支援者研修, 啓発事業

障害者福祉センター・

更生相談所

- ·検査·診断
- ・(療育手帳の判定)

精神保健福祉センター

- ・(精神障害者保健福祉手帳の判定)
- ・(自立支援医療費の支給認定)

障害者地域生活支援センター

地域活動支援センター

・相談・活動の場の提供

医療機関

就労支援機関

(神戸市)

しごとサポート

・相談支援と職場定着支援 (国等)

ハローワーク

・障害者雇用の促進

<u>兵庫障害者職業センター:</u>

兵庫障害者職業能力開発校

・適性評価・職業準備支援

(福祉サービス)

就労移行·就労継続·就労定着 支援事業所

・発達障害に特化した事業所

神戸市発達障害者支援センター(上記以外の事業)

- ・各関係機関のネットワーク構築(発達障害児(者)支援地域協議会の開催)
- ・後方支援の実施(家族支援,支援者支援の実施)
 - ⇒ペアレントトレーニング(青年期家族支援),支援者研修会の実施,各種研修会の実施,大学生·当事者SSTプログラムの 実施
- ・普及·啓発活動(HPやチラシを活用した普及啓発, 市民講演会の実施等)